

# 横浜水ビジネス協議会要綱

制 定 平成 23 年 3 月 15 日環創企第 821 号（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 18 日環創総第 990 号（局長決裁）

（名称）

第 1 条 本協議会は、「横浜水ビジネス協議会」（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、上下水道など海外水ビジネス展開に関して、公民連携による情報の共有、意見交換、プロモーションなどを行うことを目的とする。

（行動計画）

第 3 条 本会の活動内容は、次の事項とする。

- （1）上下水道分野に関わる環境技術の広報
- （2）海外需要などの調査
- （3）公民連携による海外水ビジネス展開に関する検討及び推進
- （4）水・環境ソリューションハブの整備・運営に関する検討及び推進
- （5）その他、海外水ビジネス展開の推進に係る事項

（組織）

第 4 条 本会は、横浜市及び、協議会の趣旨に賛同する企業及び団体等（以下「会員」という。）をもって組織する。会員の構成については、別途、要領に定める。

（会長）

第 5 条 本会に会長を置く。会長は、横浜市長とする。

（代表幹事）

第 6 条 本会に代表幹事を置く。代表幹事の職務は次のとおりとする。

- （1）本会への意見具申
- （2）その他本会の運営に関する必要事項

（幹事会）

第 7 条 本会の運営を円滑に進めるため、幹事会を設置する。

（会議）

第 8 条 本会の会議は、総会、代表幹事会及び幹事会とする。

（事務局）

第 9 条 本会の事務局は、下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課、水道局国際事業課が担当する。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本会に必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。